

議決権行使ガイドライン（国内株式）

2025年4月1日 改正

当社は、お客様の利益を最優先に考えて議決権を行使する。

そのために、企業価値向上や持続的成長を促す視点から当ガイドラインに基づき個別議案を精査する。数値のみによる形式的判断とならないよう、対話等を通じて得られた各企業の実情を考慮した上で判断するよう努める。

1、資本政策に関する議案

(1) 剰余金処分

① 業績が低迷し内部留保も乏しく、業績回復のための資金や成長投資のための資金が必要と判断される場合は、反対する。

- ・ 配当性向が100%を上回る場合、配当性向の数値がマイナス（赤字決算）の場合に反対する。ただし、配当余力や財務健全性を考慮し、問題なければ賛成する。

② 株主還元余力があるにもかかわらず、総還元性向が低いと判断される場合は反対する。

- ・ 総資産に占めるネットキャッシュの比率が30%以上あり、かつROEが8%未満で総還元性向が30%未満の場合は反対する。

(2) 自己株式取得

株主価値の毀損が懸念される場合は反対する。

(3) 合併、営業譲渡・譲受、株式分割等

株主価値の毀損が懸念される場合は反対する。

(4) 第三者割当増資

株主価値の毀損が懸念される場合は反対する。

2、定款変更に関する議案

複数の変更が単一の議案にまとめられており、反対すべき変更が含まれている場合は反対する。

(1) 授権資本枠の変更

発行可能株式総数の大幅な拡大は、その目的を考慮し必要性が認められない場合は反対する。

(2) 議決権基準日

議決権基準日を取締役会決議で追加可能とする場合、反対する。

(3) 剰余金の配当等の決定機関

配当の取締役会授権は原則賛成するが、株主総会による決議を排除するよう定める場合は反対する。

(4) 決議要件に関する定足数の緩和措置

特別決議に関する定足数の緩和は、反対する。

(5) 取締役任期

任期を長期化する場合は、反対する。

(6) 取締役定員の見直し

① 定員数を 20 名以上に増員する場合は原則反対する。

② 総会後の取締役人数と同数への変更は反対する。

(7) 取締役・監査役・会計監査人責任限定契約

① 非業務執行取締役、監査役について責任限定契約を締結することができる旨の定款の定めを設ける議案には、賛成する。

② 会計監査人の責任限定契約については、反対する。

(8) コーポレートガバナンス

① 取締役会の機関設計の変更については、コーポレートガバナンスの後退が懸念される場合、反対する。

② 執行役員制度導入は、賛成する。

(9) 相談役・顧問の設置

相談役もしくは顧問の設置は反対する。

3、役員選任に関する議案

(1) 取締役の選任

① 当該会社の役職員の不正行為や違法な企業活動等により、当該会社の信用を著しく毀損し、企業業績や株価等に影響を与えた、あるいは与える懸念のある場合や、環境や社会に深刻な影響を与える問題を発生させた場合は、関係する取締役選任に反対する。

② 取締役会の多様性確保に配慮し、賛否の判断を行う。プライム市場に上場する企業で女性の取締役が選任されていない場合は、代表取締役（指名委員会等設置会社は指名委員会委員長）の再任に原則反対する。

③ 20 名以上または取締役定員と同数への取締役の増員については、当該増員理由の妥当性が認められない場合、代表取締役（指名委員会等設置会社は指名委員会委員長）の再任に反対する。

④ 合理的な理由なく監査役を減員する場合は、代表取締役の再任に反対する。

⑤ 業績の低迷や資本効率の観点から株主価値の毀損が明らかな場合は、代表取締役（代表権のない社長を含む）の再任に反対する。

・ 過去 3 期連続赤字決算かつ無配、過去 3 期の最終利益が通算でマイナスの場合は、業績悪化要因を考慮したうえで反対する。

・ ROE が 5 期連続で 8% 未満かつその業種の平均 ROE を下回る場合は反対する。ただし、足元の業績動向や経営の目標設定から今後の資本効率の向上に期待が持てる場合、または代表取締役の就任期間が短い（3 年未満程度）場合は責任を問わない。

⑥ 政策保有株を純資産の 20% 以上保有する場合、代表取締役（代表権のない社長を含む）の再任に反対する。ただし、明確な縮減計画が示されている場合は、その限りでない。

- ⑦ 取締役会決議によって買収防衛策を導入した場合は、導入を決定した代表取締役（代表権のない社長を含む）の再任に反対する。
- ⑧ 社外取締役が以下に定める一定数選任されていない場合かつその理由の妥当性が無いと判断される場合は、代表取締役（代表権のない社長を含む、指名委員会等設置会社は指名委員会委員長）の再任に反対する。
 - ・ プライム市場に上場する監査役会設置会社および監査等委員会設置会社は、第3項に定める選任基準を満たす社外取締役3分の1以上
 - ・ プライム市場以外に上場する監査役会設置会社および監査等委員会設置会社は、第3項に定める選任基準を満たす社外取締役2名以上
 - ・ 指名委員会等設置会社は、第3項に定める選任基準を満たす社外取締役3分の1以上
 - ・ 親会社または支配株主が存在する場合、プライム市場に上場する企業は第3項に定める選任基準を満たす社外取締役過半数、プライム市場以外に上場する企業は3分の1以上
- ⑨ 監査等委員会で第3項に定める選任基準を満たす社外取締役が過半数選任されていない場合は、代表取締役の再任に反対する。
- ⑩ 代表取締役（代表権のない社長を含む）を経験した取締役と責任限定契約を締結する場合は、その取締役の選任に反対する。

(2) 監査等委員である取締役、監査役の選任

企業に反社会的行為があった場合などにおいて、監査機能が果たされなかったと判断される場合には反対する。

(3) 社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む）、社外監査役の選任

社外取締役および社外監査役の選任は、下記に定める選任基準に抵触する場合、反対する。

【社外取締役および社外監査役の選任基準】

- 以下の項目に該当する場合は社外取締役・社外監査役の適格性に欠けると判断する。
- ・ 証券取引所への独立役員の届出がなされていない者（新任候補者は届出の予定がない者）。
 - ・ 主要株主（株主比率10%以上）の出身者。ただし、退任後10年経過している場合は対象外とする。
 - ・ 選任期間が取締役と監査役の就任期間通算で10年以上。
 - ・ 前年度の取締役会への出席率が4分の3以下（監査等委員である場合は、加えて前年度の監査等委員会への出席率が4分の3以下）の社外取締役候補者。
 - ・ 前年度の監査役会への出席率が4分の3以下、および取締役会への出席率が3分の2以下の社外監査役候補者。
 - ・ 上場企業の取締役、監査役、業務執行者等の兼務が当該企業を含め5社以上。

(4) 会計監査人の選任

会計監査人の選任議案は、原則賛成する。

4、役員報酬に関する議案

(1) 役員報酬

- ① 会社収益に照らして著しくバランスを欠く議案は、反対する。
- ② 役員報酬枠の大幅な引上げは、業績等を勘案し、合理的な理由が無いと判断される場合は、反対する。
 - ・ 株主価値の毀損が明らかな場合（過去3期連続赤字決算かつ無配、過去3期の最終利益が通算でマイナス）の役員報酬枠引き上げは、業績悪化要因を考慮した上で、反対する。
- ③ 業績連動報酬の支給対象に社外取締役が含まれる場合は、社外取締役への支給理由や内訳に関する開示を勘案してインセンティブとしての要素が強いと判断される場合は、反対する。
- ④ 当該会社の役職員の不正行為や違法な企業活動等により、当該会社の信用を著しく毀損し、企業業績や株価等に影響を与えた、あるいは与える懸念のある場合は、不正に関与した部門の所管役員に対する報酬に反対する。

(2) 役員賞与 以下の項目に該当する場合を除き、賛成する。

- ① 会社収益に照らして著しくバランスを欠く場合は、反対する。
 - ・ 株主価値の毀損が明らかな場合（過去3期連続赤字決算かつ無配、過去3期の最終利益が通算でマイナス）の役員賞与支給は、業績悪化要因を考慮した上で、反対する。
- ② 金額が明確に開示されていない場合は、反対する。
- ③ 当該会社の役職員の不正行為や違法な企業活動等により、当該会社の信用を著しく毀損し、企業業績や株価等に影響を与えたあるいは与える懸念のある場合は、不正に関与した部門の所管役員に対する賞与に反対する。

(3) 退職慰労金支給

- ① 会社収益に照らして著しくバランスを欠く場合は、反対する。
- ② 当該会社の役職員の不正行為や違法な企業活動等により、当該会社の信用を著しく毀損し、企業業績や株価等に影響を与えた、あるいは与える懸念のある場合は、不正に関与した部門の所管役員に対する退職慰労金の支給等の議案に反対する。
- ③ 社外取締役、社外監査役への支給は、反対する。
- ④ 金額または金額決定プロセスが示されていない場合は、反対する。
- ⑤ 役員退職慰労金制度廃止に伴う支給議案については、賛成する。

(4) ストックオプション、株式報酬制度に関する議案

- ① 長期的なインセンティブとして、企業価値向上に寄与するか否かを判断基準とする。
- ② 株主価値の大幅な希薄化が懸念される場合は、反対する。

- ③ ストックオプションの価格を支給対象者側に有利に見直す場合は、反対する。
- ④ 支給対象に社外取締役が含まれる場合は、社外取締役に対する支給個数・株数を勘案してインセンティブとしての要素が強いと判断される場合は、反対する。
- ⑤ 監査役および監査等委員である社外取締役に対する支給は、原則反対する。
- ⑥ いわゆる 1 円ストックオプション議案については、行使開始時期が退職後であることを条件として賛成する。
- ⑦ 一定の業績達成が条件となっていない 1 円ストックオプション議案については、反対する。
- ⑧ 業績連動型の株式報酬制度では、対象期間が 3 年未満であり長期的なインセンティブにつながらないと判断される場合は、反対する。

5、買収防衛策に関する議案

買収防衛策を導入、更新する議案は、原則反対する。ただし、以下全てを満たす場合、もしくは買収防衛策を必要とする合理的かつ妥当性のある理由が認められる場合は、個別に判断する。

- ・ 当社選任基準を満たす社外取締役が過半数選任されている
- ・ 株主総会で対抗措置の発動が決議される場合、または買収防衛策の発動を審議する独立委員会が設置されており、かつ委員全員の独立性が認められる
- ・ 買収防衛策の有効期限が 3 年以内

6、株主提案に関する議案

株主提案に関する議案は、株主価値向上に寄与するか否かを基本的な判断基準とする。